⑤　次に掲げる基準を満たす統括責任者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、契約期間中とする。

1）統括責任者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。

2）統括責任者が、平成13年度以降に下記の施工実績を有する者であること。

・主任（監理）技術者又は現場代理人として、供用中の自動車専用道路において、車線規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、橋梁下部工、トンネル工、舗装工に限定した工事は除く。

ただし、施工実績の取扱いは２⑴③と同じ。

3）専任の統括責任者を配置する場合については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑥　技術提案書の作成において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を配置すること。なお、技術提案設計の管理技術者及び照査技術者は、契約後のプレキャストＰＣ床版詳細設計の管理技術者、照査技術者と同一の者である必要はない。

1）技術提案設計

ア）管理技術者

技術士（建設部門）、総合技術監理部門（建設）、ＲＣＣＭ（道路部門、施工計画、施工設備及び積算部門）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）。ただし、７年以上の技術的業務の実務経験を有していること。

イ）照査技術者

技術士（建設部門）、総合技術監理部門（建設）、ＲＣＣＭ（道路部門、施工計画、施工設備及び積算部門）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）。ただし、７年以上の技術的業務の実務経験を有していること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。参加表明書提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出できるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

2）契約後のプレキャストＰＣ床版設計

ア）管理技術者

技術士（建設部門（鋼構造物及びコンクリート））、総合技術監理部門（建設―鋼構造物及びコンクリート）、ＲＣＣＭ（鋼構造物及びコンクリート）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計）、上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計又は橋梁）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート、設計又は橋梁））。ただし、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつＰＣ橋梁設計に４年以上従事していること。

イ）照査技術者

技術士（建設部門（鋼構造物及びコンクリート））、総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）、ＲＣＣＭ（鋼構造物及びコンクリート）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計）、上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計又は橋梁）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート、設計又は橋梁））。ただし、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつＰＣ橋梁設計に４年以上従事していること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術提案書提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術提案書を提出できるが、この場合、技術提案書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札時までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑦　プレキャストＰＣ床版の製作業者に求める同種製品の納入実績

1）本工事で使用予定のプレキャストＰＣ床版の製作業者は、次の同種製品について平成13年度以降に納入実績を有する又は製作予定業者がＪＩＳＡ5373の認定工場であること。なお、製作予定業者とは、自社で製作する場合は自社、他者に製造依頼する場合は、製造依頼者とする。

同種製品

(I)　道路橋のプレキャストＰＣ床版又はプレキャストセグメント

2）他者に製造依頼する場合は、製造予定業者との関連を示す書面（製造予定業者からの見積依頼書受領確認又は見積書等）を提出すること。

⑧　参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、指名停止を受けていないこと。

また、共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、指名停止を受けていないこと。

⑨　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

1）各構成員が参加表明書の提出期限の日において当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

2）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

3）参加表明書の提出時に工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は工事等競争参加資格登録要領別紙９－２に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

4）標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑩　次に掲げる工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

1）「工事に係る設計業務等の請負人」とは、次に掲げる者である。

・株式会社ドーユー大地
・西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社
・株式会社伏光組
・ショーボンド建設株式会社

2）「当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、具体的に次のイ）又はロ）のいずれかに該当する者である。

イ）当該請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

ロ）当該請負人の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者